ディベートチャンピオンシップ2008 選手権試合(表戦)

論題: 日本は裁判員制度を廃止すべし 日付: 2008/12/6 否定側: 井上 晋 否定側尋問(3分) 発表者: 否定側最終弁論(3分) 発表者: 井上 肯定側尋問(3分) 発表者: 中 肯定側最終弁論(3分) 肯定側立論(5分) 否定側立論(5分) 否定側反駁(3分) 肯定側反駁(3分) 中村貴裕 発表者: 山村貴紋 山村告松 1.国民の判断能力 <u>1.反対する理由の確認</u> 1.今、司法改革が進んでいる 日本人だけができないのか? 1.現状の問題点に関して 1.国民の能力 1 現状認識 国民が対応できず日本にあわない制度は廃 Q)国民に裁けない、日本に合わな a) 自白偏重主義の転換 Q)国民は事実認定できるのか? a) 人を裁けるかどうか 今後の日本は多様な社会、専業者 3) 高い有罪率 止すべし い、デメリットが発生するの3つがい いままで、密室で自白を重視したと 警察・検察のダブルチェックあり →国民が事実認定はできることを確 が必要 A)「これはコップ」等の認定はできる |.国民の能力 いたいことか? →分業体制がフィット、裁判員制度 J縛りが進んでいた 1.国民は人を裁けない 有罪の確証あってはじめて起訴。 ・我々だけでも十分裁ける A)はい Q)人の一生を左右する覚悟もって →法的なことは、裁判官が助ける は廃止すべし 定義:人を裁くとは 証拠資料 人を裁くには、事実の積み重ねが必要 有罪件数を起訴件数でなく「逮捕件 判断できるか? 日本の自白偏重主義に、「国連 <u>証拠資料</u> →事実の意味付けは、裁判官だけでなく 福島大学伊藤教授(朝日新聞2006年記 Q)国民に裁けない理由は? A)判断ではなく事実認定のみ の国際人権規約人権委員会」 数 |で割ると日本は世界標準(池田)検察と癒着した裁判官がさばくの 2.日本への導入する必要性 A)スキル(客観的な認定力)と覚悟 てもよい 司法・行政はわかれている。癒着 信夫試算) がよいのか が1998年に 日本の刑事手続 →たとえば、豚は、日本人とイスラムの人 の2つ では無い。 →日本の警察・検察が優秀だから →多様な価値で裁くのが良い 原告被告両側が人生をかけて説得してく きの問題点として、多数の有罪 2.国民の負担 では違う •行政内の強いチェック機能がある る中で、数々の証拠・証言の中から「真偽 Q)守秘義務は一生続くのか? 判決が自白に基づくものである →人を裁くのは、事実の意味付けに →事実の意味付けを多様化させたい Q)スキルについては、3名の裁判官 A)はい。3つの義務生じる事は認め ことを指摘し、「深く懸念を有す f.オーストラリアは疑わしきを起訴 よる価値観が必要 が必要な事である。 を見極める」. で補うということでよいか? →裁判官だけでないほうがより民主 するので有罪率は低い →制度導入の必要無い 憲法、民放、刑事訴訟法他、様々な法と るとしている ・国民は事実認定については出来る A)はい →日本の高い有罪率は問題では無 的である 事件内容を照らし合わせ、刑を決める事。 この問題に国民の目を入れること →事実が起きているか起きていないか · そのため、千葉と東京の模擬裁 3.国民の能力 誤った判断は人の命を奪うこともある Q)国民に負担をかけてまで、なぜ裁 で、取調を適正化している。 Q)諸外国で行われていて日本でで は、写直を見ればわかる 判で結果が異なるのは当たり前 ·福島教授のデータに基づき、国民 定義:人を裁く資質 判員制度の継続は必要? →裁判員制度では、わかりやすく説明して きない理由は? に人を裁く「資質」無い事を証明した)国民の判断基準を司法に導入 2.裁判員制度の必要性 ①スキル A)日本人は、国政に参加したくない くれるのでわかる 法体系の充分な知見と応用力、客観的判断力 a) 司法制度改革は進んでいる ・否定側は「資質」の定義無く、証明 2.司法システムとして 2.現在の司法が機能しているか ①不透明:捜査の可視化等を推進 Q)日本は間接民主主義を導入して されていない ②覚悟 a) どちらが民主的か 少しでも、疑わしい、納得いかないがあ <u>証拠資料</u> ・「対象が難しい」「覚悟無い」には反 他人の人生を決める覚悟 いることを認めるか? ②裁判員以外の参加必要性:法曹 現行システム: 検察と裁判官が Q)そのままでよいのか? れば、無罪にすればよい(推定無罪の原 埼玉地裁の例 A)はい 業界関係者の裁判官への門戸開放 論無L べったりでやっている A)はい 特定の判事がいたときのみ、無 (1)a)「人を裁くプロ」である職業裁判官は (法知識や客観的判断力・国民感覚 →国民には裁判を行う能力がない →つまり、三権が分立していないか 罪判決がでている 2つの資質がある Q)司法立法には直接関与していな を持つ弁護士が裁判官になれる) 2.メリットとして事実の意味付けについて →これは、一部の例ではなく、 Q)今後も日本人は、義務を果たさな ①スキル:日本最難関「司法試験」に合格、そ →国民が裁判を行う必要性は無し いが、なぜ司法のみ直接関与か? 4.裁判の質 裁判官だけでなく、一般の人もやってい の後の10年間の実務経験の中、客観的判断 くてもよいのか? 裁判が機械的に進んでいること A)50年、司法がコントロールできて ・真理追究・公平裁判ができなくなる A)義務は果たしている、最低限の いのでは を示唆する例 カ、法の応用力 裁判のショー化は日本の司法に大 ② 覚悟:いかに重いものかを認識した上で、 チェックをしている 3.国民の能力 3.国民の負担 3.殺意の認定 人生の職業として遂行 a) 事実認定できる事は認める →被告・原告にとっても大問題。 ・せいぜい一生に1回あるかないか Q)司法における義務のことを言って Q)あなたは人を殺そうとした事ある b) 法解釈·量刑は無理 (1)b) 国民には2つの資質が無い いるが、 →対象は再難関、死亡事件を含む 4.司法制度改革の後退 A)無い A)国民審査など一部の義務は果た ①スキル:義務教育には、法体系やその応 重大刑事事件 <u>5.国民の負担</u> 司法の可視化は進まなくなる 用、集中力や判断力は無い している ・国民も「人を裁く自信が無い」(内閣 Q)その中でなぜ殺意があるなしが 証拠資料 →なぜなら、今進んでいるのは、一般の人 ②覚悟:無作為に選ばれた国民にはない 社会福祉研究所 田中克彦氏 を相手にするから、わかりやすくするの わかるのか? →さらに罰金まで求める 2.事実認定について 「あなたは殺人犯を裁けます で、元に戻るとチェックできなくなる A)裁判官も人を殺した事は無い (2)国民はトレーニング受けていない Q)これは、誰でもできますね? チェックできなくなると大きな問題とし 証拠資料 A)はい 対象者が死亡している殺人事 Q)裁判官は客観的トレーニングをつ て、現在の司法の行政化が進んでしまう。 元裁判官 井上薫氏 「司法は腐り人権 んでいる。国民が対応できるか? 件は難しく、国民に対応難しい 6.まとめ Q)殺意の有無については、どのよう A) 客観的事実認定は可能 a)日本に導入する必然性ない 素人国民は、法という判断基準が無いた に判断しているか? 田辺信好 人の主義の違いで b)資質が無い国民に対応できない め、いかに弁護側が熱弁で訴えたか、早く A)裁判官が、客観的に聞いてい決 判決・量刑が変わる c)裁判の質低下(ショー化)は日本 終わりたい、ムシャクシャする等その時のめている 4.裁判員制度の継続性 国・国民・被告・原告・関係者に大問 気分で判断する事がある。 富山裁判 冒頭陳述にて参加 Q)陪審制度は続いているか? 国民6人中2人が寝てしまった A)継続L.ていない d)負担として国民全体に影響及ぶ 3.国民の負担について (3)対象が難しい Q)毎年350人に1人ぐらいが裁判員 裁判員制度は「事実認定・法解釈・量刑」を行 大河原マスミ(わかりやすい司 Q)それはなぜか? になることで良いか? い、対象が重大刑事事件である 法PJ座長) A)戦時中で徴兵義務等が生じた 模擬裁判を実施した市民への (4)模擬裁判でも混乱している アンケート Q)一生のうちでは、100人に1人ぐら <u>証拠資料</u> 朝日新聞2006年12月15日 ・眠くなった 5.現状の問題点 いか? ・笑いの要素が入ると Q)指摘は「検察のチェック」の問題 A)67人に1人です 強盗致傷事件での模擬裁判 東京地裁で 心証がよくなった は有罪、懲役6年。千葉地裁では無罪。同 A)はい →国民は覚悟をもった判断はできな じ裁判が場所により判決が異なった。 →資質の無い国民に人を裁く事はできない。 2.日本にあわない 4.国民の負担 定義:日本型と欧米型の民主主義の違い →3つの義務は残る 証拠資料 森 政稔 東京大学 国際社会科学専攻教授 民主主義論者の 第一人者「変貌する民主主義」(アマゾン1 a) 日本型民主主義: 国民の自由を保障す る自由主義 b) 欧米諸国: 国王の絶対的支配から、国 民に権利を取り戻す 国民に政治権を 戦後日本: 徴兵制(戦争参画の義務)

ディベートチャンピオンシップ2008 選手権試合(表戦)

論題: 日本は裁判員制度を廃止すべし <u>日付: 2008/12/6 否定側: 井上 晋</u>

肯定側立論(5分)	否定側尋問(3分)		否定側立論(5分)		肯定側尋問(3分)		否定側反駁(3分)		肯定側反駁 (3分)		否定側最終弁論(3分)		肯定側最終弁論(3分)	
発表者: 中村貴裕	発表者:	井上晋	発表者:	井上晋	発表者:	中村貴裕	発表者:	井上晋	発表者:	中村貴裕	発表者:	井上晋	発表者:	中村貴裕
(1)日本の制度														
政治:優秀な官僚等 国民:最低限のチェックと自由な経済活動 分業体制の結果: 敗戦弱小国日本が世界第2位の経済大国に 発展 一一職業裁判官制度は50年以上導入。 日本型民主主義にあっており、大きな問題 は無い。 (2)日本が対応すべき事 警察・検察による取調べの可視化など国民に 対応できる司法改革は進めていくべき。 ただし、人を裁く資質ない国民には人を裁く事 できず、日本にもあわず、裁判員制度は廃止 すべき。	<u>.</u>													
3.問題が発生する (1)真理追究ができなくなる <u>証拠資料</u> 高山俊吉弁護士 裁判員制度はいらない いかに熱弁で訴えたかが判決の基準と ると、裁判がショーになってしまう。裁判 勝つためには、真理を追究するより国民 の気を引く力が必要になる。	ば こ													
被告人が涙を出して懇願した千葉地裁で も、裁判官3名は有罪、多数決で無罪。 事実は一つ、資質の無い国民を交えた 「多数決」では、真理追求ができない。 →日本の司法制度にとって大変問題。	হ													
(2)公平でなくなる 北海道地裁、富山地裁など、全国各地で結長 はバラバラ 理由:国民は法を知らず客観的基準をもって いないから。 →場所によって異なる判決がでる事は、被告 や原告にとって、深刻な問題														
(3)国民に負担を強いる 内閣府世論調査 国民の8割は裁判員制度 反対 理由:判断難しい5割・仕事を休めない3割、負担が大きい														
→国民の3つの義務、参加義務・意見提示や 判決義務・守秘義務。参加は例外を除き国民 の義務、20日を越える事もあり、不参加は罰 金。 →期間中は見知らぬ人と、死体写真等を何近 も見せられながら、他人の一生を決める意見 や判決を言う必要ある。終わった後は、家族 に対しても話しただけで最大6ヶ月の処罰、50 万円の罰金。	隻,													